

議第 1 1 号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等及び岐阜県からの権限移譲に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(手数料の種類及び金額)					(手数料の種類及び金額)				
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。					第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				
種類			1件につき	件数区分等	種類			1件につき	件数区分等
(1)の部～(40)の4の部 (略)					(1)の部～(40)の4の部 (略)				
(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部において「登録住宅性能評価機関」という。）が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合	一戸建て住宅に係る部分及び一戸建て住宅以外の住宅に係る部分 (略)	1申請をもって1件とする。	(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び次の部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合	一戸建て住宅に係る部分及び一戸建て住宅以外の住宅に係る部分 (略)	1申請をもって1件とする。
		登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(知事が定めるものに限る。)を添付する場合の項 (略)					登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(知事が定めるものに限る。)を添付する場合の項 (略)		
		その他の場合の項 (略)					その他の場合の項 (略)		

住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請を除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分により算定した額の2分の1の額とする。	く長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請を除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分により算定した額の2分の1の額とする。	
	(40)の5の	既存住宅の	登録住宅性能評価機関	一戸建て住宅	9,000円	1申請をも
	2 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定のうち既存住宅の増築又は改築に係る申請に対する	増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料	が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合	一戸建て住宅以外の住宅 1棟の戸数が5以下のもの	18,000円を	つて1件とする。
					同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下	

審査

	この部において同じ。)
1棟の戸数が5を超え10以下のもの	32,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が10を超え25以下のもの	46,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が25を超え50以下のもの	85,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が50を超え100以下のもの	145,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得

		た額
	1棟の戸数が100を超え200以下のもの	239,000円 を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が200を超え300以下のもの	294,000円 を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の戸数が300を超えるもの	314,000円 を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
その他の場合	一戸建て住宅	72,000円
合	一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得

	た額
1棟の戸数が5を超え10以下のもの	255,000円 を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が10を超え25以下のもの	499,000円 を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が25を超え50以下のもの	888,000円 を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1,522,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

1棟の戸数が100を超え200以下のもの	2,811,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が200を超え300以下のもの	4,013,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の戸数が300を超えるもの	4,915,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料	既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区

住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のもの	256,000
	床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	407,000
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	580,000
	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	711,000

標準的な建築物を用いた知事が定める計算方法（以下この表において「モデル建物法」という。）による場合	2,000m ² 以下のもの	
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	248,000
	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	324,000
	床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	390,000
	床面積が25,000m ² を超えるもの	457,000
その他の場合	床面積が300m ² 以下のもの	256,000
	床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	407,000
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	580,000
	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	711,000

				床面積が10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	838,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	956,000
(40)の7 法第55 条第1項 に規定す る低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査	低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料	知事が定め た機関が法 第54条第 1項各号に 掲げる基準 に適合する ことを証す る書面を添 付する場合	一戸建て住宅に係る部分～住宅以外の建築物に係 る部分 (略)		
		その他の場 合	一戸建て住宅に係る部分及び一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸部分に係る部分 (略)		
		一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m ² 以下のもの に係る部分 ～床面積が10,000m ² を超え 25,000m ² 以下 のものに係る部分 (略)	床面積が25,000m ² を超え るもの	287,000

				床面積が1 0,000m ² を 超え25,000 m ² 以下のも の	838,000
				床面積が2 5,000m ² を 超えるもの	956,000
(40)の7 法第55 条第1項 に規定す る低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査	低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第54 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 知事が定め る方法によ る場合	一戸建て住宅に係る部分～住宅以外の建築物に係 る部分 (略)		
		その他の場 合	一戸建て住宅に係る部分及び一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸部分に係る部分 (略)		
		一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m ² 以下のもの に係る部分 ～床面積が10,000m ² を超え 25,000m ² 以 下のもの に係る部分 (略)	床面積が25,000m ² を超え るもの	287,000
		住宅以外 の建築物	モデル建物 法による場 合	床面積が30 0m ² 以下の もの	47,000
				床面積が30 0m ² を超え	80,000

住宅以外の建築物	床面積が 300m ² 以下のもの	129,000
	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	207,000
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	298,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	369,000

	2,000m ² 以下のもの	
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	133,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	176,000
	床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	212,000
	床面積が 25,000m ² を超えるもの	250,000
その他の場合	床面積が 300m ² 以下のもの	129,000
	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	207,000
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	298,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	369,000

床面積が10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	436,000
--	---------

床面積が25,000m ² を超えるもの	500,000
---------------------------------	---------

床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	436,000
--	---------

床面積が25,000m ² を超えるもの	500,000
---------------------------------	---------

(40)の8 建築物の エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建ての住宅	5,000	1申請をもつて1件とする。	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの		5,000
				申請戸数が1を超え5以下のもの		10,000
				申請戸数が5を超え10以下のもの		17,000
				申請戸数が10を超え25以下のもの		29,000
				申請戸数が25を超え50以下のもの		48,000
				申請戸数が50を超え100以下のもの		85,000
				申請戸数が100を超え200以下のもの		135,000
				申請戸数が200を超え300以下のもの		170,000
				申請戸数が300を超えるもの		181,000
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のもの		10,000
				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの		29,000
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの		85,000
				床面積が5,000m ² を超え1		135,000

上計画の
認定の申
請に対す
る審査

		0,000㎡以下のもの	
		床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	170,000
		床面積が25,000㎡を超え るもの	213,000
住宅以外の 建築物		床面積が300㎡以下のもの	10,000
		床面積が300㎡を超え2, 000㎡以下のもの	29,000
		床面積が2,000㎡を超え 5,000㎡以下のもの	85,000
		床面積が5,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの	135,000
		床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	170,000
		床面積が25,000㎡を超え るもの	213,000
その他の場 合	一戸建ての住宅		36,000
	一戸建ての	申請戸数が1のもの	36,000
	住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1を超え5以 下のもの	73,000
		申請戸数が5を超え10 以下のもの	103,000
		申請戸数が10を超え25 以下のもの	145,000
		申請戸数が25を超え50 以下のもの	208,000
		申請戸数が50を超え100 以下のもの	298,000
		申請戸数が100を超え20 0以下のもの	404,000
		申請戸数が200を超え30 0以下のもの	529,000

	申請戸数が 300 を超えるもの	622,000
一戸建ての住宅以外の	床面積が 300m ² 以下のもの	116,000
住宅の共用部分	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	191,000
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	298,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	382,000
	床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	456,000
	床面積が 25,000m ² を超えるもの	532,000
住宅以外の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この部、(40)の 8 の 2 の部及び(40)の 8 の 3 の部において「省令」という。）第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の基準を	92,000
	床面積が 300m ² 以下のもの	
	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	154,000
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	248,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	324,000
	床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	390,000

				満たしてい	の	
				ることを確	床面積が 2	457,000
				認する場合	5,000m ² を 超えるもの	
				その他の場	床面積が 30	256,000
				合	0m ² 以下の もの	
					床面積が30	407,000
					0m ² を超え	
					2,000m ² 以 下のもの	
					床面積が2,	580,000
					000m ² を超	
					え5,000m ²	
					以下のもの	
					床面積が5,	711,000
					000m ² を超	
					え10,000m ²	
					以下のもの	
					床面積が1	838,000
					0,000m ² を	
					超え25,000	
					m ² 以下のも の	
					床面積が2	956,000
					5,000m ² を	
					超えるもの	
(40)の8の	性能向上計	登録住宅性	一戸建ての住宅			3,000
2 法第	画変更認定	能評価機関	一戸建ての	申請戸数が1のもの		3,000
3 1 条第	申請手数料	が法第3 0	住宅以外の	申請戸数が1を超え5以		6,000
1 項に規		条第1 項各	住宅の住戸	下のもの		
定する建		号に掲げる	部分	申請戸数が5を超え10		10,000
築物エネ		基準に適合		以下のもの		

ルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合

	申請戸数が 10 を超え 25 以下のもの	17,000
	申請戸数が 25 を超え 50 以下のもの	29,000
	申請戸数が 50 を超え 100 以下のもの	51,000
	申請戸数が 100 を超え 200 以下のもの	81,000
	申請戸数が 200 を超え 300 以下のもの	102,000
	申請戸数が 300 を超えるもの	109,000
一戸建ての住宅以外の	床面積が 300m ² 以下のもの	6,000
住宅の共用部分	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	17,000
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	51,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	81,000
	床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	102,000
	床面積が 25,000m ² を超えるもの	128,000
住宅以外の建築物	床面積が 300m ² 以下のもの	6,000
	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	17,000
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	51,000
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	81,000
	床面積が 10,000m ² を超えるもの	102,000

		25,000m ² 以下のもの		
		床面積が25,000m ² を超えるもの	128,000	
その他の場	一戸建ての住宅		19,000	
合	一戸建ての	申請戸数が1のもの	19,000	
	住宅以外の	申請戸数が1を超え5以	38,000	
	住宅の住戸	下のもの		
	部分		申請戸数が5を超え10	54,000
			以下のもの	
			申請戸数が10を超え25	76,000
			以下のもの	
			申請戸数が25を超え50	109,000
			以下のもの	
			申請戸数が50を超え100	158,000
			以下のもの	
			申請戸数が100を超え200	216,000
			以下のもの	
		申請戸数が200を超え300	282,000	
		以下のもの		
		申請戸数が300を超えるもの	329,000	
	一戸建ての	床面積が300m ² 以下のもの	59,000	
住宅以外の	の			
住宅の共用部分		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	98,000	
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	157,000	
		床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	205,000	
		床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	245,000	
		床面積が25,000m ² を超えるもの	287,000	

住宅以外の 建築物	省令第8条 第1号イ(2) 及びロ(2)の 基準を満た しているこ とを確認す る場合	床面積が 300m ² 以下 のもの	47,000
		床面積が30 0m ² を超え 2,000m ² 以 下のもの	80,000
		床面積が2, 000m ² を超 え5,000m ² 以下のもの	133,000
		床面積が5, 000m ² を超 え10,000m ² 以下のもの	176,000
		床面積が1 0,000m ² を 超え25,000 m ² 以下のも の	212,000
		床面積が2 5,000m ² を 超えるもの	250,000
	その他の場 合	床面積が 300m ² 以下 のもの	129,000
		床面積が30 0m ² を超え 2,000m ² 以 下のもの	207,000
		床面積が2, 000m ² を超 え5,000m ²	298,000

				以下のもの		
				床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	369,000	
				床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	436,000	
				床面積が 25,000m ² を超えるもの	500,000	
(40)の8の	性能表示認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅		5,000	1申請をも
3 法第			一戸建ての	申請戸数が1のもの	5,000	つて1件と
36条第			住宅以外の	申請戸数が1を超え5以下のもの	10,000	する。
1項に規			住宅の住戸	申請戸数が5を超え10以下のもの	17,000	
定する建			部分	申請戸数が10を超え25以下のもの	29,000	
築物のエ				申請戸数が25を超え50以下のもの	48,000	
ネルギー				申請戸数が50を超え100以下のもの	85,000	
消費性能				申請戸数が100を超え200以下のもの	135,000	
に係る認				申請戸数が200を超え300以下のもの	170,000	
定の申請				申請戸数が300を超えるもの	181,000	
に対する			一戸建ての	床面積が300m ² 以下のもの	10,000	
審査			住宅以外の			

住宅の共用部分	床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの	29,000		
	床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの	85,000		
	床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの	135,000		
	床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの	170,000		
	床面積が 25,000m ² を超えるもの	213,000		
	住宅以外の建築物	床面積が 300m ² 以下のもの	10,000	
床面積が 300m ² を超え 2,000m ² 以下のもの		29,000		
床面積が 2,000m ² を超え 5,000m ² 以下のもの		85,000		
床面積が 5,000m ² を超え 10,000m ² 以下のもの		135,000		
床面積が 10,000m ² を超え 25,000m ² 以下のもの		170,000		
床面積が 25,000m ² を超えるもの		213,000		
その他の場合		一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合	18,000
			その他の場合	36,000
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを	申請戸数が1のもの	18,000
			申請戸数が1を超え5以下のもの	34,000
		申請戸数が	49,000	

確認する場 合	5を超え10 以下のもの	
	申請戸数が 10を超え25 以下のもの	71,000
	申請戸数が 25を超え50 以下のもの	106,000
	申請戸数が 50を超え100 以下のもの	160,000
	申請戸数が 100を超え200 以下のもの	228,000
	申請戸数が 200を超え300 以下のもの	295,000
	申請戸数が 300戸を超 えるもの	336,000
	その他の場 合	申請戸数が 1のもの
	申請戸数が 1を超え5 以下のもの	73,000
	申請戸数が 5を超え10 以下のもの	103,000
	申請戸数が 10を超え25	145,000

	以下のもの	
	申請戸数が 25を超え50	208,000
	以下のもの	
	申請戸数が 50を超え100	298,000
	以下のもの	
	申請戸数が 100を超え200	404,000
	以下のもの	
	申請戸数が 200を超え300	529,000
	以下のもの	
	申請戸数が 300を超えるもの	622,000
一戸建ての 住宅以外の	床面積が300m ² 以下のもの	116,000
住宅の共用 部分	床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	191,000
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	298,000
	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	382,000
	床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	456,000
	床面積が25,000m ² を超えるもの	532,000
住宅以外の 建築物	省令第1条 第1項第1 床面積が30 0m ² 以下の	92,000

号口の基準	もの	
を満たして	床面積が 30	<u>154,000</u>
いることを	0m ² を超え	
確認する場	2,000m ² 以	
合	下のもの	
	床面積が 2,	<u>248,000</u>
	000m ² を超	
	え 5,000m ²	
	以下のもの	
	床面積が 5,	<u>324,000</u>
	000m ² を超	
	え 10,000m ²	
	以下のもの	
	床面積が 1	<u>390,000</u>
	0,000m ² を	
	超え 25,000	
	m ² 以下のも	
	の	
	床面積が 2	<u>457,000</u>
	5,000m ² を	
	超えるもの	
その他の場	床面積が 30	<u>256,000</u>
合	0m ² 以下の	
	もの	
	床面積が30	<u>407,000</u>
	0m ² を超え	
	2,000m ² 以	
	下のもの	
	床面積が2,	<u>580,000</u>
	000m ² を超	
	え 5,000m ²	
	以下のもの	
	床面積が5,	<u>711,000</u>

(41)の部～(57)の部 (略)					1申請をも				
(58) 消防	(1)・(2)の款 (略)				つて1件と				
法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(3) 移送取扱所	ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	70,000	する。					
		イ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額						

								0.00m ² を超え10,000m ² 以下のもの	
								床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	838,000
								床面積が25,000m ² を超えるもの	956,000
(41)の部～(57)の部 (略)					1申請をも				
(58) 消防	(1)・(2)の款 (略)				つて1件と				
法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(3) 移送取扱所	ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	70,000	する。					
		イ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額						
(58)の2	(1) 法第5条第1項に規定する高圧ガ	高圧ガス製造許可申請手数料	ア 法第5条第1号に該当する	処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下この表	31,000	1申請をも			
高圧ガス保安法(昭和2	る高圧ガ					つて1件とする。			

6年法律
第204
号。以下
この部に
おいて
「法」と
いう。)の
施行に関
する事務

スの製造
の許可の
申請に対
する審査

者（イに 掲げる者 を除く。）	において同じ。）が100立 方メートル以上200立方 メートル未満の設備に係 るもの	
	処理容積が200立方メー トル以上1,000立方メー トル未満の設備に係るも の	54,000
	処理容積が1,000立方メ ートル以上5,000立方メ ートル未満の設備に係る もの	68,000
	処理容積が5,000立方メ ートル以上25,000立方 メートル未満の設備に係 るもの	86,000
	処理容積が25,000立方 メートル以上100,000立 方メートル未満の設備に 係るもの	110,000
	処理容積が100,000立方 メートル以上500,000立 方メートル未満の設備に 係るもの	140,000
	処理容積が500,000立方 メートル以上1,000,000 立方メートル未満の設備 に係るもの	220,000
	処理容積が1,000,000立 方メートル以上10,000, 000立方メートル未満の 設備に係るもの	340,000
	処理容積が10,000,000	560,000

	立方メートル以上の設備 に係るもの	
イ 法第5 条第1項 第1号に 該当する 者であつ て移動式 製造設備	処理容積が100立方メ ートル以上200立方メ ートル未満の設備に係るもの	7,400
(高压ガ スの製造 のための 設備で移 動するこ とができ るように 設計した ものをい う。以下 この表に おいて同 じ。)のみ を使用し て高压ガ スの製造 をするも の	処理容積が200立方メ ートル以上1,000立方メ ートル未満の設備に係るも の	11,000
	処理容積が1,000立方メ ートル以上5,000立方メ ートル未満の設備に係る もの	13,000
	処理容積が5,000立方メ ートル以上25,000立方 メートル未満の設備に係 るもの	16,000
	処理容積が25,000立方 メートル以上100,000立 方メートル未満の設備に 係るもの	21,000
	処理容積が100,000立方 メートル以上500,000立 方メートル未満の設備に 係るもの	27,000
	処理容積が500,000立方 メートル以上1,000,000 立方メートル未満の設備 に係るもの	44,000
	処理容積が1,000,000立 方メートル以上5,000,0 00立方メートル未満の 設備に係るもの	60,000

			処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備に係るもの	75,000
			処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備に係るもの	91,000
		ウ 法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者	冷凍能力が 20 トン以上 100 トン未満の設備に係るもの	36,000
			冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満に設備に係るもの	54,000
			冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満の設備に係るもの	68,000
			冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の設備に係るもの	87,000
			冷凍能力が 3,000 トン以上の設備に係るもの	110,000
(2) 法第 14 条第 1 項に規定する高压ガスの製造のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	高压ガス製造施設等変更許可申請手数料	ア 法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。）	変更後の処理容積が、変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部の撤去をし、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積をいう。以下この項において同じ。）と同一であるもの又	16,000

は変更前の処理容積より 減少するもの	
変更後の処理容積が変更 前の処理容積を超える場 合における変更後の処理 容積から変更前の処理容 積を控除した容積（以下 この項において「増加容 積」という。）が200立方 メートル未満のもの	26,000
増加容積が200立方メー トル以上1,000立方メー トル未満のもの	39,000
増加容積が1,000立方メ ートル以上5,000立方メ ートル未満のもの	57,000
増加容積が5,000立方メ ートル以上25,000立方 メートル未満のもの	61,000
増加容積が25,000立方 メートル以上100,000立 方メートル未満のもの	69,000
増加容積が100,000立方 メートル以上500,000立 方メートル未満のもの	93,000
増加容積が500,000立方 メートル以上1,000,000 立方メートル未満のもの	150,000
増加容積が1,000,000立 方メートル以上10,000, 000立方メートル未満の もの	220,000
増加容積が10,000,000	370,000

	立方メートル以上のもの	
イ 法第5 条第1項 第1号に 該当する	変更後の処理容積が変更 前の処理容積と同一であ るもの又は変更前の処理 容積より減少するもの	3,200
同項の許 可を受け た者であ つて移動 式製造設 備のみを 使用して 高压ガス の製造を するもの	増加容積が200立方メー トル未満のもの	5,100
	増加容積が200立方メー トル以上1,000立方メー トル未満のもの	8,200
	増加容積が1,000立方メ ートル以上5,000立方メ ートル未満のもの	9,200
	増加容積が5,000立方メ ートル以上25,000立方 メートル未満のもの	12,000
	増加容積が25,000立方 メートル以上100,000立 方メートル未満のもの	14,000
	増加容積が100,000立方 メートル以上500,000立 方メートル未満のもの	18,000
	増加容積が500,000立方 メートル以上1,000,000 立方メートル未満のもの	31,000
	増加容積が1,000,000立 方メートル以上5,000,0 00立方メートル未満の もの	44,000
	増加容積が5,000,000立 方メートル以上10,000, 000立方メートル未満の もの	53,000

	増加容積が 10,000,000 立方メートル以上のもの	65,000
ウ 法第 5 条第 1 項 第 2 号に 該当する 同項の許 可を受け た者	変更後の冷凍能力が、変 更前の冷凍能力（当該変 更が設備の全部又は一部 の撤去をし、当該撤去を する設備に代えて新たに 設備を設置するものであ る場合にあっては、変更 前の冷凍能力から当該撤 去をする設備に係る冷凍 能力を控除した能力をい う。以下この項において 同じ。）と同一であるもの 又は変更前の冷凍能力よ り減少するもの	16,000
	変更後の冷凍能力が変更 前の冷凍能力を超える場 合における変更後の冷凍 能力から変更前の冷凍能 力を控除した能力（以下 この項において「増加冷 凍能力」という。）が 100 トン未満のもの	30,000
	増加冷凍能力が 100 トン 以上 300 トン未満のもの	38,000
	増加冷凍能力が 300 トン 以上 1,000 トン未満のも の	55,000
	増加冷凍能力が 1,000 ト ン以上 3,000 トン未満の もの	62,000
	増加冷凍能力が 3,000 ト	69,000

			ン以上のもの	
(3) 法第16条第1項に規定する貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	第1種貯蔵所設置許可申請手数料			25,000
(4) 法第19条第1項に規定する第1種貯蔵所の位置等の変更の許可の申請に対する審査	第1種貯蔵所位置等変更許可申請手数料	ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積を超える場合 イ アに掲げる場合以外の場合		14,000 11,000
(5) 法第20条第1項又は第3項に規定する高圧ガスの製造のための施設等の完成検査	高圧ガス製造施設等完成検査手数料	ア 法第5条第1項又は法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保		6,100

及び取引
の適正化
に関する
法律（昭
和42年
法律第1
49号）
第37条
の3第1
項の完成
検査を受
け、かつ、
同法第3
7条の技
術上の基
準に適合
している
と認めら
れたもの

イ 第1種
貯蔵所
（法第2
0条第1
項の規定
する完成
検査をす
る場合）

18,750

ウ 第1種
貯蔵所
（法第2
0条第3
項の規定

変更後の貯蔵容積が変更
前の貯蔵容積を超える場
合
上記に掲げる場合以外の
場合

10,500

8,250

			による完成検査をする場合)		
			エ ア～ウ までに掲げる施設以外のもの		(58)の2の部(1)の款又は(2)の款に掲げる区分に応じそれぞれ一件につきの欄に掲げる額に4分の3を乗じて得た額
(6) 法第2条第1項に規定する輸入した高压ガス等の検査	輸入高压ガス等検査手数料	ア 圧縮ガス	容積が300立方メートル未満のもの	13,000	
			容積が300立方メートル以上1,000立方メートル未満のもの	21,000	
			容積が1,000立方メートル以上のもの	27,000	
			イ 液化ガス	質量が3トン未満のもの	13,000
			質量が3トン以上10トン未満のもの	21,000	
			質量が10トン以上のもの	27,000	
(7) 法第3条第1項に規定する特定施設の保安検査	保安検査手数料	ア 法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受け	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の施設に係るもの	33,000	
			処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の施設に係るもの	60,000	

た者（イ に掲げる 者を除 く。）	の 処理容積が 1,000 立方メ ートル以上 5,000 立方メ ートル未満の施設に係る もの	<u>75,000</u>	
	処理容積が 5,000 立方メ ートル以上 25,000 立方 メートル未満の施設に係 るもの	<u>95,000</u>	
	処理容積が 25,000 立方 メートル以上 100,000 立 方メートル未満の施設に 係るもの	<u>120,000</u>	
	処理容積が 100,000 立方 メートル以上 500,000 立 方メートル未満の施設に 係るもの	<u>150,000</u>	
	処理容積が 500,000 立方 メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の施設 に係るもの	<u>250,000</u>	
	処理容積が 1,000,000 立 方メートル以上 10,000, 000 立方メートル未満の 施設に係るもの	<u>370,000</u>	
	処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の施設 に係るもの	<u>610,000</u>	
	イ 法第 5 条第 1 項 第 1 号に 該当する 者であつ	処理容積が 100 立方メー ートル以上 200 立方メー ートル未満の施設に係るもの	<u>7,700</u>
		処理容積が 200 立方メー ートル以上 1,000 立方メー	<u>12,000</u>

て移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	トル未満の施設に係るもの	
	処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の施設に係るもの	15,000
	処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の施設に係るもの	20,000
	処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の施設に係るもの	22,000
	処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の施設に係るもの	31,000
	処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の施設に係るもの	47,000
	処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満の施設に係るもの	64,000
	処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の施設に係るもの	80,000
	処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の施設に係るもの	95,000

ウ 法第5条第1項第2号に該当する者	冷凍能力が20トン以上100トン未満の施設に係るもの	42,000			
		冷凍能力が100トン以上300トン未満に施設に係るもの		60,000	
		冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の施設に係るもの		76,000	
		冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の施設に係るもの		95,000	
		冷凍能力が3,000トン以上の施設に係るもの		120,000	
(8) 法第4条第1項に規定する容器検査又は法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査等手数料	ア 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするため	内容積が500リットル未満のもの	6,600	1個をもつて1件とする。
		イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天	内容積が500リットル以上1,000リットル未満のもの	16,000	
		エ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天	内容積が1,000リットル以上のもの	16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額	
		イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天	内容積が1リットル未満のもの	150	
			内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	180	
			内容積が5リットル以上	260	

然ガス自	30リットル未満のもの	
動車燃料	内容積が 30 リットル以	320
装置用容	上 150 リットル未満のも	
器 (アに	の	
掲げるも	内容積が 150 リットル以	320 円に 10
のを除	上のもの	リットル又
く。)		は10リット
		ルに満たな
		い端数を増
		すごとに 57
		円を加えた
		額
ウ 高強度	内容積が 1 リットル未満	140
鋼 容 器	のもの	
(ア又は	内容積が 1 リットル以上	160
イに掲げ	5 リットル未満のもの	
るものを	内容積が 5 リットル以上	220
除く。)	30 リットル未満のもの	
	内容積が 30 リットル以	220 円に 10
	上のもの	リットル又
		は10リット
		ル満たない
		端数を増す
		すごとに 4 円
		を加える額
エ アから	内容積が 1 リットル未満	90
ウまでに	のもの	
掲げるも	内容積が 1 リットル以上	110
の以外の	5 リットル未満のもの	
もの	内容積が 5 リットル以上	170
	30 リットル未満のもの	
	内容積が 30 リットル以	210
	上 150 リットル未満のも	

			の	
			内容積が 150 リットル以上 500 リットル未満のもの	800
			の	
			内容積が 500 リットル以上 1,000 リットル未満のもの	7,100
			内容積が 1,000 リットル以上のもの	7,100 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた額
(9)	法第 4 条の 2 第 1 項に規定する附属品検査又は法第 49 条の 4 第 1 項に規定する附属品再検査	附属品検査等手数料	ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	
			内容積が 150 リットル未満のもの	24
			内容積が 150 リットル以上のもの	31
			イ アに掲げるもの	21
			以外のもの	540

		の	上1,000リットル未満のもの		
			内容積が1,000リットル以上のもの	1,100	
	(10) 法第50条第1項に規定する容器検査所の登録又はその更新の申請の審査		容器検査所登録等申請手数料	16,000	1申請をもつて1件とする
	(11) 法54条第2項に規定する容器への刻印等		容器刻印等手数料	1,400	
(58)の3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査		液化石油ガス販売事業登録申請手数料	31,000	1申請をもつて1件とする
	(2) 法第3条の2第3項に規定する液化石油ガス販売事		液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	630	1通をもつて1件とする

	業者登録簿の謄本の交付		
(3)	法第3条の2第3項に規定する液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧手数料	460 1回をもつて1件とする
(4)	法第29条第1項に規定する保安業務の認定の申請に対する審査	保安業務認定申請手数料	6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額と34,000円とを合計した額 1申請をもつて1件とする
(5)	法第32条第1項に規定する保安業務の認定の更新の申請に対する審査	保安業務認定更新申請手数料	6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と14,000円とを合計した額
(6)	法第33条第1項に規定する保安業務に係	保安業務一般消費者等数増加許可申請手数料	6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と20,000円

			<u>る一般消費者等の数の増加の許可の申請に対する審査</u>	<u>とを合計した額</u>
			(7) <u>法第35条の6第1項に規定する保安確保機器設置等の認定の申請に対する審査</u>	<u>認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数（以下この項において「一般消費者等数」という。）が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上一万戸未満のものにあつては80,000円、一般消費者等数が一万戸以上のものにあつては110,000円</u>
			(8) <u>法第3</u>	<u>21,000円に</u>

保安確保機器設置等認定申請手数料

貯蔵施設等設置許可申請手数料

		6条第1項に規定する貯蔵施設等の設置の許可の申請に対する審査	貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た数
	(9)	法第37条の2第1項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
	(10)	法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等の設置に係る完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項に規定する完成検査を受け、又は自らが行い、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認め

						られた液化 石油ガスに 係る施設 (以下この 項において 「完成検査 合格施設」 という。)で あるものを 除く。)の数 を乗じて得 た額と5,80 0円に完成 検査合格施 設である貯 蔵施設又は 特定供給設 備の数に乗 じて得た額 とを合計し た額
(1)	法第3 7条の3 第1項に 規定する 貯蔵施設 等の変更 に係る完 成検査	貯蔵施設等変更完成検査手数料				24,000円に 変更に係る 貯蔵施設又 は特定供給 設備(完成 検査合格施 設であるも のを除く。) の数に乗じ て得た額と 5,800円に 変更に係る 完成検査合

		格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額
(12) 法第3条の4第1項に規定する充てん設備の許可の申請に対する審査	充てん設備許可申請手数料	28,000 円に充てん設備の数を乗じて得た額
(13) 法第3条の4第3項において準用する法第37条の2第1項に規定する充てん設備の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	19,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
(14) 法第3条の4第4項に	充てん設備完成検査手数料	36,000 円に充てん設備の数を乗じ

(59)の部 (略)			
備考			
1～3 (略)			
4 (40)の5の部に規定する審査において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に			

		において準 用する法 第37条 の3第1 項に規定 する充て ん設備に 係る完成 検査	て得た額
(15) 法第3 7条の4 第4項に おいて準 用する法 第37条 の3第1 項に規定 する充て ん設備の 変更に係 る完成検 査	充てん設備変更完成検査手数料		27,000 円に 変更に係る 充てん設備 の数を乗じ て得た額
(16) 法第3 7条の6 第1項に 規定する 充てん設 備に係る 保安検査	充てん設備保安検査手数料		27,000 円に 保安検査に 係る充てん 設備の数を 乗じて得た 額
(59)の部 (略)			
備考			
1～3 (略)			
4 (40)の5の部及び(40)の5の2の部に規定する審査において、長期優良住宅の普及の促進に關す			

より建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納付しなければならない。

- 5 (40)の6の部及び(40)の7の部において、「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。
- 6 (40)の6の部及び(40)の7の部において、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 7 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅に係る手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 8 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 9 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。

10 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に申請のあった事項に係る手数料について適用する。

る法律第6条第2項により建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納付しなければならない。

- 5 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。
- 6 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 7 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住戸以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅に係る手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 8 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 9 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。

10 (略)

11 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければならない。

2 (略)